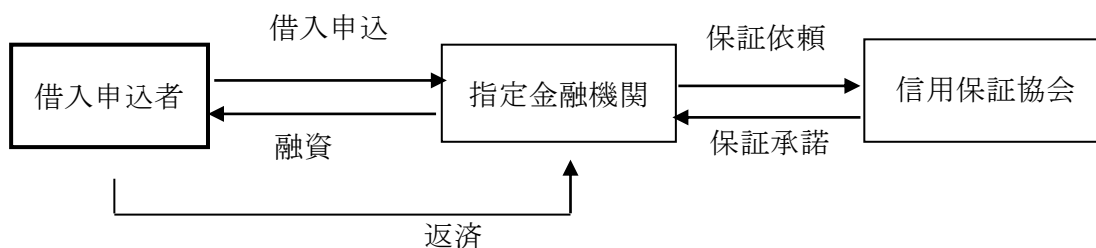


資金名	新規創業資金
融資対象	<p>次のいずれかに該当する者で、別表 3 に掲げる規模で特定事業を営む者。</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人であって、1 か月以内に新たに県内で創業しようとする具体的計画を有する者又は創業した日から 1 年を経過していない者</p> <p>(2) 事業を営んでいない個人であって、2 か月以内に新たに県内で会社を設立して事業を開始する具体的計画を有する者又は事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日から 1 年を経過していない者</p> <p>(3) 県内で事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに県内で中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的計画を有する者又はその設立の日から 1 年を経過していない者</p> <p>(4) 会社設立創業者が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して 5 年を経過していないとして、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に掲げる創業者とみなされる者（当該会社の設立の日から 1 年を経過していない者に限る）</p> <p>(5) (1)若しくは(2)に該当する女性又は開業日時点でその代表者が女性であって、(9)に該当する者</p> <p>(6) 開業予定日時点で満 35 歳未満であって、(1)若しくは(2)に該当する者又は開業日時点でその代表者が満 35 歳未満であって、(9)に該当する者</p> <p>(7) 開業予定日時点で満 55 歳以上であって、(1)若しくは(2)に該当する者又は開業日時点でその代表者が満 55 歳以上であって、(9)に該当する者</p> <p>(8) (1)若しくは(2)に該当する者であって、認定特定創業支援等事業による支援を受けた者（この場合、(1)の「1 か月以内」及び(2)の「2 か月以内」は「6 か月以内」とする。）又は(3)に該当する者であって、現に事業を営む会社の役員で新たに設立される会社において発起人から引き続いて役員となった者に認定特定創業支援等事業による支援を受けた者がいる者</p> <p>(9) NPO 法人であって、その設立の日から 1 年を経過していない者</p>
資金使途	創業時又は創業後に必要な事業資金（創業後は、借換資金も含む）
融資限度額	3, 500 万円以内 （各融資対象は相互に併用可。ただし、新規創業資金と成長支援資金は合算で 3, 500 万円以内）
融資利率	(1)～(4)、(9) 1. 60% (5)～(8) 1. 50%
保証料率	0% （ただし、スタートアップ創出促進保証制度により経営者保証を免除する場合は 0.2%） （ただし、他の資金や、新規創業資金及び成長支援資金のうち保証料率 0% 又は 0.5%（経営者保証を不要とする場合の上乗せ分を除く）が適用されたもの以外を借換する場合は、1.01% 以内（創業後で決算到来済の方は 1.76% 以内）となる場合がある。） （ただし、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過ではない（純資産の額がゼロ以上である）こと、又は②申込日の直前 2 期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字ではないことの内いずれかに該当し、保証人の保証を提供しないことを希望する者は、所定の保証料に 0.25%（2 つの財務要件を満たした場合）、又は 0.45%（2 つの財務要件の内いずれか一つを満たした場合）を上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができる。）
融資期間	運転資金 7 年以内、設備資金 10 年以内 （据置期間 2 年以内、スタートアップ創出促進保証適用時は 1 年以内）
担保	不要
保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人は不要。 ただし、法人については、経営者保証免除適用時は徴求しないほか、一定の場合徴求しないことができる。

受付機関	商工会議所・商工会・指定金融機関
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 信用保証委託申込書（信用保証委託契約書一式） 2 納税証明書 3 申込が法人の場合は、商業登記簿謄本（発行後1か月以内のもの） 4 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの） 5 許認可を必要とする業種にあつては、その許認可証の写し 6 設備の設置等の設備資金の申込にあつては、見積書及び図面 7 事業歴1年未満の場合は開業から申込までの月別事業実績 8 個人情報の提供に関する同意書 9 決算書、納税申告書等の写し 10 福岡県信用保証協会が指定する創業・再挑戦計画書、創業計画書及びその添付書類 11 事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき、経営者保証を提供しない場合は、事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 12 その他、事業内容等の詳細がわかるもの [融資対象(1)、(2)、(4)～(8)] 13 所得証明書又は課税証明書 [融資対象(8)] 14 認定特定創業支援等事業により支援を受けた旨の市区町村長の証明書 [NPO法人の場合、決算書、納税申告書等の写しに代えて次の書類] 事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の各写し
備考	<p>スタートアップ創出促進保証適用時は、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることを要する。</p> <p>融資対象の(1)から(4)まで及び(8)については、NPO法人は対象外とする。</p>

【融資の流れ】

1 指定金融機関申込



2 商工会議所・商工会申込

